

(写)

22教経第787号
平成22年11月22日

各教育事務所長

様

各県立学校長

教 育 長

準公金の適正な処理の徹底について（通知）

このことにつきましては、別添「県立学校における団体徴収金及び学校徴収金事務の適正化について」（以下、「事務適正化通知」という。）（平成21年3月30日付け20教財第952号教育長通知）に基づき処理するよう、指導してきたところですが、事務処理に一部不徹底な面が見られるため、特に下記の点について再度点検するとともに、事故の未然防止に万全を期すよう所属職員を指導願います。

なお、各教育事務所長にあつては、域内の市町村教育委員会に対して、本趣旨を踏まえ、下記に準じて実態に応じた具体的な取組みを行うよう依頼願います。

記

- 1 購入した物品については、請求書等の品目と実際に購入した物品が一致することを担当顧問に必ず確認させること。
また、支出調書の決裁を管理職が行う際には、担当職員が検収済みであることを納品書で確認すること。
なお、管理職は物品購入の事務が適切に行われるよう適時適切に確認すること。
- 2 部活動等の保護者会費の管理を、教員が実質的に行っている場合には、保護者会に管理を依頼するか、または速やかに学校徴収金として取り扱うよう指導すること。
- 3 部活動等で、生徒が独自に徴収・管理する会計の存在の有無について改めて確認させ、その存在が確認された場合、定期的に部費を徴収する会計の場合には学校徴収金として取り扱い、事務適正化通知に基づき適正に処理させること。
- 4 部顧問が部活動のために部員から徴収する部費等の学校徴収金（以下、「学校徴収金」という。）に係る通帳の名義が、担当教員名になっているものがあつたことから、管理職名となっていることを改めて確認すること。
- 5 部顧問が臨時的に徴収する部活動の練習試合等の遠征費や物品購入等については、予め同費等について保護者あてに管理職の決裁を経た文書で通知するとともに、終了後は遅滞なく収支決算結果を管理職の決裁を経た文書で報告させること。
- 6 部活動に対する寄付金については、受領前に管理職の承認を受けるとともに、受領後は事務適正化通知に基づき適正に処理させること。

事務担当 学校経営支援課 市町村立学校担当 電話024-521-7771
県立学校担当 電話024-521-7765